

## 愛知芸術文化センター運営会議開催要領

### (目的)

**第1条** 愛知芸術文化センター（以下「芸術文化センター」という。）の適正な運営を図るため、愛知芸術文化センター運営会議（以下「運営会議」という。）を開催する。

### (協議事項等)

**第2条** 運営会議は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 芸術文化センターの運営に関すること。
- (2) 芸術文化センターの事業活動に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

2 前項に関わらず、別表のとおり、各別に定める開催要領に基づき、専門の事項を協議するため、専門委員会を開催することができる。

### (構成)

**第3条** 運営会議は、知事及び知事が依頼する次の各号に掲げる者を委員とし、20名以内をもって構成する。

- (1) 知事が適当と認める学識経験者
- (2) 別表の各専門委員会の委員長
- (3) その他知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠された委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

3 運営会議に座長を置き、知事を座長とする。

4 座長は、運営会議を代表し、運営会議を主宰するものとする。

5 知事が運営会議に出席できない場合は、知事があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

### (会議)

**第4条** 運営会議は、知事が招集する。

2 運営会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議する場合又は運営会議を公開することにより円滑な協議に著しい支障を生ずると認められる場合であって、座長が運営会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

3 会議録及び会議資料は、5年間、保存するものとする。

### (庶務)

**第5条** 運営会議の庶務は、芸術文化センター管理部管理課において行う。

### (雑則)

**第6条** この要領に定めるもののほか、運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### (愛知芸術文化センター運営会議要領の廃止)

2 愛知芸術文化センター運営会議要領は、平成18年3月31日に廃止する。

### (経過措置)

3 この要領の施行の際、現に愛知県文化情報センター企画調整会議開催要領、愛知県美術館運営会議開催要領、愛知県芸術劇場運営会議開催要領又は愛知県美術館ギャラリー運営会議開催要領に基づき依頼されている委員の取扱いは、各別に定める専門委員会の開催要領の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

別表

| 名 称      | 協 議 事 項                                                                                                           |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 美術館専門委員会 | 1 愛知県美術館の運営に関すること。<br>2 企画展、常設展及び教育普及事業等の愛知県美術館の事業に関すること。<br>3 愛知県美術館ギャラリーの運営及び利用に関すること。<br>3 その他、運営会議から特に付託された事項 |
| 図書館専門委員会 | 1 愛知県図書館の運営に関すること。<br>2 愛知県図書館のサービスに関すること。<br>3 愛知県図書館の資料の収集に関すること。<br>4 その他、運営会議から特に付託された事項                      |